

3 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては第一条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一 遮断型最終処分場にあつては、第一条第三項第五号の規定の例によるほか、次によること。

イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた第一条第一項第三号及び第一項第二号に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。

二 安定型最終処分場にあつては、第一条第三項第七号及び第八号の規定の例によるほか、次によること。

イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた第一条第一項第三号、第一項第三号においてその例によることとされた同条第一項第四号及び第一項第三号に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。

ロ・ハ (略)

三 管理型最終処分場にあつては、第一条第三項第五号から第十号まで及び第十二号の規定の例によるほか、第一項においてその例によることとされた同条第一項第三号及び第一項第四号においてその例によることとされた同条第一項第四号から第六号まで(第五号ホ及びヘを除く。)に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。この場合において、同条第三項第十二号中「基準適合水銀処理物」とあるのは、「廃水銀等を処分するために処理したもの」と読み替えるものとする。

3 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第五項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている産業廃棄物の最終処分場にあつては前条第三項第二号から第四号まで及び第十一号の規定の例によるほか、次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない産業廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。

一 遮断型最終処分場にあつては、前条第三項第五号の規定の例によるほか、次によること。

イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた前条第一項第三号及び第一項第二号に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。

二 安定型最終処分場にあつては、前条第三項第七号及び第八号の規定の例によるほか、次によること。

イ 最終処分場が、第一項においてその例によることとされた前条第一項第三号、第一項第三号においてその例によることとされた同条第一項第四号及び第一項第三号に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。

ロ・ハ (略)

三 管理型最終処分場にあつては、前条第三項第五号から第十号までの規定の例によるほか、第一項においてその例によることとされた同条第一項第三号及び第一項第四号においてその例によることとされた同条第一項第四号から第六号まで(第五号ホ及びヘを除く。)に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。

様式第二 (第二条関係)	備考 1 (略)	様式第二 (第二条関係)	備考 1 (略)
様式第二 (第二条関係)	1 (略)	様式第二 (第二条関係)	1 (略)
2 遮断型最終処分場のうち、令第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分用の用に使されるものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場」と、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分用の用に使されないものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。		2 遮断型最終処分場のうち、令第6条の5第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分用の用に使されるものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場」と、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分用の用に使されないものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。	

附則

1 (施行期日)
この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に埋め立てられている産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正後の産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第三号第三号に規定する水銀処理物及び産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二号の四第五号に規定する水銀等を処分するために処理したものであるものについては、この省令による改正後の一般産業廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下この項において「新最終処分基準省令」という)第一条第二項第二十号(新最終処分基準省令第二号)第二項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。及び第三項第十二号(新最終処分基準省令第二号)第三項第三号の規定によりその例によることとされる場合を含む。第一条の二、第二条第一項第一号並びに様式第二備考2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○環境省令第十三号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政令第三百七十六号)附則第二条第二項の規定に基づき、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令を次のように定める。

- 平成二十九年六月九日 環境大臣 山本 公一
- 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令
- 1 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(第九号において「改正令」という)附則第二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書を提出して行うものとする。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 設置の場所
 - 三 処理する産業廃棄物の種類
 - 四 処理能力
 - 五 施設の位置
 - 六 処理方式、構造及び設備の概要
 - 七 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む)を含む)。

- 八 処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- 九 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 十 改正令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「設置者」という。）が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員（法第七条第五項第四号二に規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名及び住所）
- 十一 設置者が法人である場合には、役員 の氏名及び住所
- 十二 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額
- 十三 設置者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
 - 二 当該施設の維持管理に関する計画書
 - 三 処理工程図
 - 四 当該施設の付近の見取図
 - 五 当該施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - 六 当該施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - 七 設置者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 八 設置者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - 九 設置者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 十 設置者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
 - 十一 設置者が法第十四条第五項第二号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書並びに役員 の住民票の写し）
 - 十二 設置者が法人である場合には、役員 の住民票の写し
 - 十三 設置者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
 - 十四 設置者に政令第六条の十に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 3 設置者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を第一項の届出書に添付することができる。

様式第一号

(第一面)

廃水銀等の硫化施設使用届出書

年 月 日

都道府県知事
(市長)

殿

設置者
住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条第2項の規定により、関係書類及び図面を添えて、廃水銀等の硫化施設の使用について届け出ます。

設置の場所

処理する産業廃棄物の種類

※届出の年月日

平成 年 月 日

処理能力

$m^3/日$ () 時間
 $t/日$ () 時間
 $m^3/時間$
 $t/時間$

△施設の種類

△処理方式

△構造及び設備

△処理に伴い生ずる排ガス及び排水
処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))

△処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
区分
自家処分
委託処分

△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

※事務処理欄

(第2面)

設置者(個人である場合)		本 籍
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	住 所
(法人である場合)		住 所
(ふりがな) 名	称	
法定代理人(設置者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名	称	住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役員(設置者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(設置者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)			
発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍 住 所
		合	
令第6条の10に規定する使用者(設置者に当該使用者がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所	
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図を含むこと。			
3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
4 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用者」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
5 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。			
6 都道府県知事が定める部数を提出すること。			